

埼玉県分譲マンション管理適正化支援事業に係る 埼玉県分譲マンションアドバイザー派遣要項

最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、埼玉県分譲マンション管理適正化支援事業において、埼玉県分譲マンションアドバイザー（以下「マンションアドバイザー」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) マンション 二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設をいう。
- (2) マンションアドバイザー 埼玉県分譲マンションアドバイザー登録制度実施要項に定めるところにより、登録を受けた者をいう。
- (3) マンション管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体（同団体が、組織化されていない場合においては、マンションの維持管理に取り組む区分所有者5人以上から構成されるもの）をいう。
- (4) マンション維持管理・建替え等活動 次に掲げるマンション管理組合等が行う活動をいう。
 - ① マンションの適正な維持・管理に関する検討
 - ア 管理委託契約等に関する検討
 - イ 維持管理費、修繕積立金等財務に関する検討
 - ウ 管理組合の設立、運営、管理規約等に関する検討
 - エ マンションの長期修繕計画の策定や大規模修繕等に関する検討
 - ② マンションの改修・建替えに関する検討
 - ア マンションの改修や耐震性の向上に関する検討
 - イ マンションの建替えに関する検討
 - ③ その他の活動で住宅課長の認めるもの

(派遣の対象等)

第3条 マンションアドバイザーの派遣の対象は、県内の町村部に所在し、かつ住宅課長がマンション維持管理・建替え等活動に課題があると認めたマンション管理組合等とする。

2 県は、前項のマンション管理組合等からマンションアドバイザーの派遣の申請があった場合、予算の範囲内で、当該マンション管理組合等に対し、マンションアドバイザーを派遣することができる。

(申請手続)

第4条 マンションアドバイザーの派遣を受けようとするマンション管理組合等（以下「申請者」という。）は、埼玉県分譲マンションアドバイザー派遣申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、住宅課長あて申請するものとする。

- 2 前項の申請は、「埼玉県電子申請・届出サービス」により替えることができる。
- 3 申請は、年度ごとに1回までとする。

(派遣決定)

第5条 住宅課長は、前条の申請書を受理し審査の上、適正と認められた場合、マンションアドバイザーの派遣を決定するものとする。

- 2 派遣するマンションアドバイザーは、地域性や課題の内容、必要とされる専門分野等を考慮した上で、住宅課長が選定する。この場合、住宅課長は、埼玉県分譲マンションアドバイザー選定通知書(様式第2号)を当該マンションアドバイザーに通知する。
- 3 住宅課長は、派遣を決定したときは、埼玉県分譲マンションアドバイザー派遣決定通知書(様式第3号)を申請者に通知する。
- 4 前項の通知を受けた申請者(以下「派遣決定を受けた者」という。)は、速やかに希望する初回の派遣日時について、派遣されるマンションアドバイザーと調整して決定するものとする。マンションアドバイザーは、決定した派遣日時を住宅課長に報告するものとする。

(マンションアドバイザーの派遣)

第6条 派遣決定を受けた者に対するマンションアドバイザーの派遣回数は、原則として5回までとし、1回につき1人を派遣する。ただし、派遣を決定した日の属する年度の3月15日までに終了させるものとする。

- 2 マンションアドバイザーは、第1回の派遣が終了した後に、業務連絡票(様式第4号)により住宅課長へ派遣状況を連絡するものとする。
- 3 派遣決定を受けた者及びマンションアドバイザーは、派遣を終了した日から14日以内に、埼玉県分譲マンションアドバイザー派遣実績報告書(様式第5号)を住宅課長に提出しなければならない。
- 4 前項の報告書が提出された派遣実績について、県はマンション施策の推進を目的とした場合に限り、その内容を公表できるものとする。この場合、県は個人情報等の保護に十分配慮した上で公表しなければならない。
- 5 住宅課長は、第3項の報告書の写しを、派遣先のマンションが所在する町村及び埼玉県住宅供給公社に送付するものとする(様式第6号、第7号)。この場合、当該町村及び埼玉県住宅供給公社は個人情報等の取扱いに十分配慮しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 住宅課長は、派遣決定を受けた者が本事業の趣旨に反し、又は派遣の目的を達成することができないと認めた場合、派遣決定を取り消すことができる。

- 2 住宅課長は、前項により派遣決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取り消しを受けた者に取消しを通知するものとする。

(変更及び中止届)

第8条 派遣決定を受けた者は、申請書に記載した事項に変更があった場合又はマンションアドバイザーの派遣を中止するときは、速やかに埼玉県分譲マンションアドバイザー派遣変更(中止)届(様式第8号)を住宅課長に提出しなければならない。

(派遣の報酬)

第9条 派遣したマンションアドバイザーに対する報酬は、1回当たり2万円とする。

2 前項の報酬は、交通費その他の諸経費を含むものとする。

3 第1項の報酬は、埼玉県住宅供給公社が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は住宅課長が別に定める。

付 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年5月31日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。